

**（仮称）次期桐生市総合計画
基本構想
（案）**

第1章 桐生市の将来像

1 将来都市像

感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生

このまちには、長い歴史と伝統に培われた独自の文化や、潤いある豊かな自然環境など、さまざまな魅力があふれています。また、ここで生まれ育った人には、まちの発展を支えてきた先人たちの心意気や誇りが脈々と受け継がれています。

この恵まれた環境が住む人の感性を育み、感性がまちの魅力を高め、新たな未来を織りなしていく。そんな持続可能で、洗練された「粋なまち桐生」を目指します。

2 まちづくりの基本テーマ（理念）

①“感性”を育む人づくり

新たなまちづくりを進めるには想像力あふれる人たちの力が必要であり、想像力を養うには人の心や自然、物事の本質を敏感に捉えることができる感性が重要です。桐生市にはその感性を育み、磨くための優れた環境があります。豊かな自然をはじめ、織都（しょくと）1300年の伝統と歴史、それとともに発展してきた独自の文化と産業、そして教育。桐生市は、まちの“宝”であるこれらの“本物”の魅力を生かし、感性豊かで世界に羽ばたく人材を育てる、“感性”を育む人づくりに取り組みます。

②“つながり”を生かしたまちづくり

将来都市像を実現するためには、桐生市に関わるあらゆる“ひと”が力を合わせる必要があります。一人一人が“自分ごと”として、まちを想い、関わり、協力し、共創する。桐生市は、市域を越えて、人と人、公と民、地域と地域、さらには人と自然、過去と未来など、さまざまな“つながり”を生かしたまちづくりに取り組みます。

3 人口等の将来展望

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市では人口減少の抑制を目指して2015年度（平成27年度）に「桐生市人口ビジョン」を策定し、人口の将来展望として、2040年に約83,000人、2060年に約61,000人の人口を維持することを目標として設定しています。

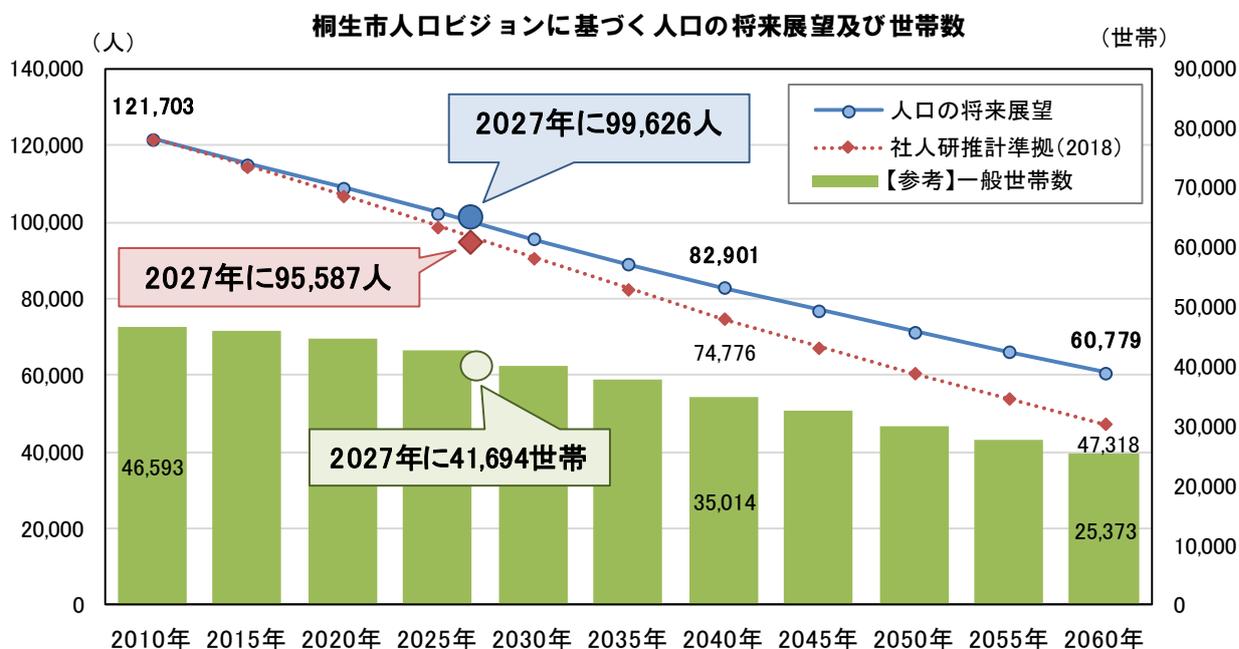
目標の達成に向けては、本計画の重点施策として位置づけた施策により構成される「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、出生や転入の促進、転出の抑制を図ることが重要となります。

こうした状況を踏まえ、本計画における人口の将来展望は、人口ビジョンの目標値に準拠し、2023年の目標とする将来人口を約105,000人、計画の最終年度である2027年の目標とする将来人口を約99,600人とします。

なお、今日のまちづくりにおける問題（介護・空き家・買い物等）は、“個人”ではなく、“家族（世帯）”の観点から捉えることも必要であることから、参考として世帯数の推計を行っています。本計画における将来人口を前提にした将来の世帯数は、2023年には約43,400世帯、2027年には約41,700世帯になることが想定されます。

【目標とする将来人口】

2027年 約99,600人（2023年 約105,000人）



※人口の将来展望は、桐生市人口ビジョンに掲載された推計値

※社人研推計は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」に準拠し、2060年まで延伸した推計

※世帯数は、本市の将来の人口規模・構造（性別・年齢別）とリンクした世帯数推計を行う「世帯主率法」による推計（桐生市の国勢調査（2015年）結果から性別・年齢別世帯主率を算出し、社人研の「日本の世帯数推計」における将来世帯主率仮定値により、2020年以降の将来世帯主率を仮定した上で推計）

第2章 財政の見通し・土地利用の方針

1 財政の見通し

本市の財政状況は、歳入においては、人口減少や地価下落の影響により、市税収入の増加を見込むことが難しいことに加え、普通交付税は合併算定替の終了等により減少傾向にあり、一般財源の確保が難しい状況になっています。

また、歳出においては、高齢化の進行により扶助費等の社会保障関係費が多額となっているほか、老朽化した公共施設や都市基盤施設の更新等も計画的に実施していく必要があることから、今後も厳しい財政状況が続くことが予測されます。

このような状況の中、将来にわたって安定した財政運営を実現するため、「桐生市行政改革方針」や「桐生市公共施設等総合管理計画」の下、歳入の確保や歳出の抑制に努めながら、今まで以上に効率的かつ効果的な行政経営を推進する必要があります。

2 土地利用の方針

本市は、赤城山麓などに広がる広大な森林と、渡良瀬川や桐生川などの清流、緑あふれる豊かな自然に囲まれた市街地によって形成されています。一方で、人口減少等により市街地に空き家や空き地が増加しているほか、河川が市街地を分断しているために起こる交差点や橋付近での交通渋滞、また北関東自動車道をはじめとする高速道路網へのアクセスなど、多くの課題が山積しています。

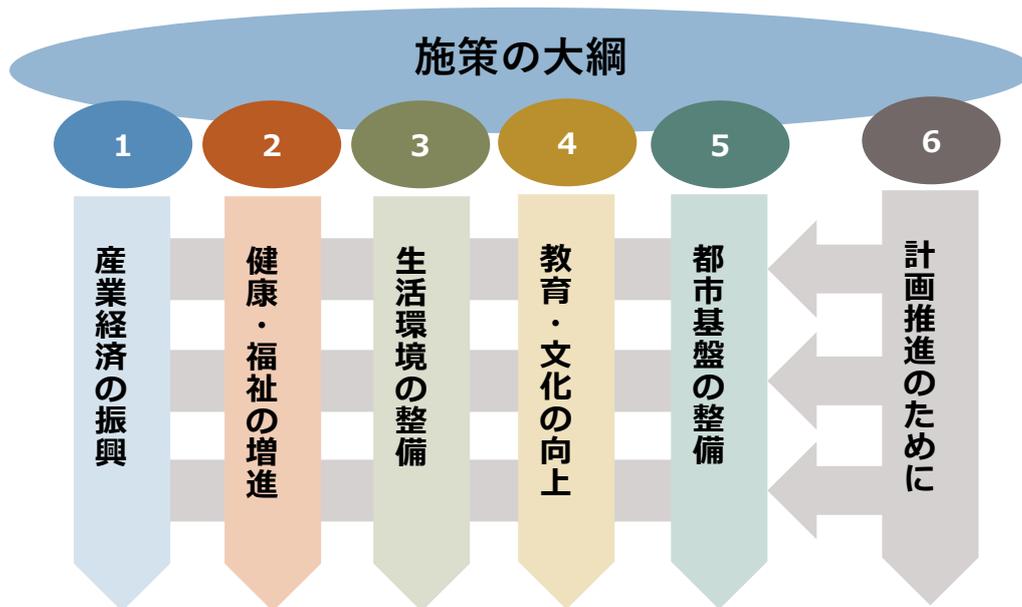
そこで、限りある資産である土地については、市民生活や経済活動を支える共通の基盤であり、水や緑を供給する大切な資源でもあることから、地域特性を踏まえ、自然環境との調和、災害に対する安全性の確保、良好な景観形成等を考慮しながら、総合的・計画的な土地利用を図る必要があります。特に、人口減少・少子高齢化社会にあっても、暮らしやすくにぎわいのある持続可能なまちづくりを推進するため、土地を適正かつ有効に活用し、都市基盤の整った市街地に都市機能と居住を誘導します。

さらに、桐生地区・新里地区・黒保根地区それぞれの特性を生かした土地利用を推進するため、良好な市街地環境の形成と定住人口の増加に向けた宅地を確保するとともに、農業振興地域内の農地転用を厳格化し、優良な農地の確保を図ります。あわせて、既存の工場等や新たな工業団地の周辺においては、農業や住居環境との調和を図ります。

また、市街地周辺の山地や丘陵地における水や緑は、市民に安らぎと潤いをもたらすことから、自然環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

第3章 施策の大綱

将来都市像の実現、人口の将来展望等の達成に向けて、本計画では次の6つの施策の方向性に基づいて、分野ごとの施策を展開していきます。



1 産業経済の振興（産業、観光）

都市の活力を維持・向上するためには、産業経済の発展は不可欠であり、まちのにぎわいづくりや、居住地として選ばれるための仕事づくりという観点からも、その振興を図ります。

また、ものづくりのまちとして発展してきた本市の特性を踏まえ、伝統産業と先端産業の共存共栄に向けた産業構造・産業基盤の強化を図るとともに、豊かな自然環境をはじめとした地域固有の資源を生かし、農林業や観光の活性化を進めます。

対応する施策分野

1. 農林業の活性化	2. 商業の活性化とにぎわいづくり
3. 企業立地の推進	4. 雇用・労働環境の充実
5. 地域産業の活性化	6. 観光の振興

2 健康・福祉の増進（健康、医療、福祉）

少子高齢化が進行し、社会保障制度のあり方も変化していく中で、子育て世帯、高齢者や障がい者等を含め、すべての市民が安心して充実した生活を営むことができるように、健康・医療・福祉関連の公的サービスの充実を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けて、個人、家族、地域、行政がそれぞれ担うべき役割を明確にするとともに、地域が一丸となって様々な課題解決に取り組んでいくための体制づくり・仕組みづくりを進めます。

対応する施策分野	
1. 子ども・子育て支援の充実	2. 介護・高齢者福祉の向上
3. 障がい者福祉の向上	4. 地域福祉の向上
5. 生活支援・社会保障の充実	6. 地域医療の充実
7. 健康づくりの推進	

3 生活環境の整備（環境、安全・安心）

近年、大規模な自然災害が多発していることから、防災・減災対策、消防・救急体制の強化を進めるとともに、防犯・交通安全対策などの取り組みを推進し、すべての市民の安全・安心な暮らしを実現します。

また、「環境先進都市」を目指した取り組みを進めることで、持続可能な社会の実現を目指します。

対応する施策分野	
1. 環境保全対策の推進	2. 循環型社会の推進
3. 消防・救急体制の強化	4. 防災・減災対策の推進
5. 防犯・交通安全対策の推進	6. 消費者保護対策の充実

4 教育・文化の向上（教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ）

まちづくりの原点は人づくりにあることから、「桐生を好きな子供」を育てることに重点を置き、次代を担う子どもたちの教育環境を充実させるとともに、生涯にわたって学ぶ意欲を持てる環境づくりを進めます。

また、本市固有の歴史や文化の継承に向けた取り組みや、芸術・スポーツ等を通して、市民の心の豊かさを育みます。

対応する施策分野	
1. 学校教育の充実	2. 青少年健全育成の推進
3. 教育研究の推進	4. 生涯学習の推進
5. 芸術・文化の振興	6. スポーツの振興

5 都市基盤の整備（都市基盤）

自然環境との調和や、市民生活の利便性向上を踏まえた都市設計により、本市の規模に適した効率的・合理的な道路・交通体系、上下水道等の都市基盤の整備を進め、持続可能な都市の形成を目指します。

また、快適で機能的なだけでなく、歴史的なまちなみや、水と緑に恵まれた豊かな環境を生かし、本市ならではの魅力を感じることができるまちづくりの実現を目指します。

対応する施策分野	
1. 道路交通網の整備	2. 公共交通体系の充実
3. 土地利用と景観の形成	4. 歴史まちづくりの推進
5. 住宅対策の推進	6. 水道水の安定供給
7. 汚水・雨水の適正処理	8. 水と緑の保全
9. 公園・緑地の整備	

6 計画推進のために（協働、行政運営）

多様な資源や民間活力の有効活用、また都市間連携等による効率的かつ効果的な行政運営を行い、新たな市民ニーズへ対応するとともに行財政基盤の安定化を図ります。

また、市民と行政が協働するまちづくりに向けて、開かれた行政を目指すとともに、だれもが互いを尊重し持てる能力を発揮することができる環境づくりを進めます。

さらに、すべての市民が桐生市民であることに誇りを持てるよう、本市の魅力を高めるシティブランディングを推進します。

対応する施策分野	
1. 市民協働の推進	2. 広報・広聴の充実
3. 男女共同参画の推進	4. 国際交流の推進
5. シティブランディングの推進	6. 効率的で健全な行財政運営
7. 地域連携の推進	